

第 64 回 東海卓球選手権大会 (三重県)

ご宿泊・お弁当のご案内

拝啓

皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。「第 64 回 東海卓球選手権大会」が 2024 年 11 月 15 日(金)～11 月 17 日(日)にサオリーナにおいて開催されます。ご参加の皆様方の宿泊、お弁当の手配につきましては、私ども近畿日本ツーリスト株式会社三重支店がお世話させていただくこととなりました。つきましては、下記をご覧ください、弊社にお申込みを賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様方のご活躍をお祈り申し上げます。

敬具

1. 旅行代金のご案内 (近畿日本ツーリスト株式会社三重支店が企画・実施する国内募集型企画旅行です。)

■ 宿泊設定日 2024 年 11 月 14 日 (木)、11 月 15 日 (金)、11 月 16 日 (土) 宿泊

■ 宿泊対象者 選手、監督、選手の保護者

ホテル一覧		食事条件	宿泊プラン(全室バス・トイレ付・洋室)		設定数
			記号	旅行代金 大人・子ども(小学生) 1 名あたり	
津	ホテルグリーンパーク津 (シングル)	1 泊朝食付	A	14 日 (金) 10,500 円 15 日 (金) 10,500 円 16 日 (土) 13,800 円	20
津	ホテルエコノ津駅前 (シングル) ※ホテルから無料朝食の提供があります	1 泊 食事なし	B	15 日 (金) 9,100 円 16 日 (土) 9,750 円	20
津	ホテルルートイン津駅南 (シングル) ※ホテルから無料朝食の提供があります	1 泊 食事なし	C	15 日 (金) 9,600 円 16 日 (土) 9,600 円	60
津	東横イン津駅西口 (シングル) ※ホテルから無料朝食の提供があります	1 泊 食事なし	D	14 日 (金) 7,700 円 15 日 (金) 7,700 円 16 日 (土) 8,900 円	36
津	久居グリーンホテル (シングル)	1 泊朝食付	E	14 日 (金) 9,200 円 15 日 (金) 9,200 円 16 日 (土) 10,350 円	30
津	ホテルルートイン久居インター (シングル) ※ホテルから無料朝食の提供があります	1 泊 食事なし	F	14 日 (金) 9,500 円 15 日 (金) 9,500 円 16 日 (土) 10,500 円	60
亀山	ホテルルートイン亀山インター (シングル) ※ホテルから無料朝食の提供があります	1 泊 食事なし	G	15 日 (金) 9,300 円 16 日 (土) 9,300 円	70
亀山	ホテルルートイン第 2 亀山インター (シングル) ※ホテルから無料朝食の提供があります	1 泊 食事なし	H	15 日 (金) 9,300 円 16 日 (土) 9,300 円	70

※ 先着順の受付とさせていただきます。また、満室となり次第締め切りとさせていただきます。

※ 消臭対応をさせていただく喫煙部屋になる場合があることを予めご了承ください。

※ 最少催行人員 1 名

※ 添乗員は同行いたしません。必要なクーポン券類をお渡します。旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行ってください。

※ 相部屋はお受けしていません。

※ 旅行代金に含まれるもの: ① 宿泊代金 ② 食事代金 (朝食付プランの朝食)

※ 旅行代金に含まれないもの: 上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加にあたって通常必要となる費用を例示します。

- ① 個人的性格の費用: 飲食代、クリーニング代、電話代など
- ② 傷害、疾病に関する医療費
- ③ 任意の旅行傷害保険

2.日程表

スケジュール	日 程	
	(1 日目)	宿泊ホテル（泊） ※各自でチェックインしてください。
	(2 日目)	宿泊ホテル（発） ※各自でチェックアウトしてください。

上記は、1泊あたりの日程表となります。ご希望に応じて、3泊までお受けいたします。

【食事回数】1泊朝食付プラン（朝1回）1泊食事なしプラン(食事なし)

3.弁当のご案内

大会期間中、昼食(弁当)を事前予約によりご用意いたします。

■弁当設定日 11月15日(金)、11月16日(土)、11月17日(日)

会場周辺は食事提供施設が非常に少ないため弁当の申込みを強くおすすめいたします。(当日の販売はございません)

お渡しは、サオリーナ1階にて10:30~12:30を予定しております。

引き取り時刻を過ぎてからのお渡しはできませんので予めご了承ください。

弁当(お茶1本付)代金 (事前予約のみ)	1個 1,080円(税込)	※メニューは日毎で変わります
-------------------------	---------------	----------------

前日12時以降は変更・取消による返金できません。

上記、弁当手配は旅行契約によらない契約となります。

4.申し込みの手順

【お申込み方法】

①下記URLまたはQRコードより専用サイトにアクセスしお申込みください。

URL :

<https://gtc2.knt.co.jp/kntfront/convention/CON00010.xhtml?t=T2000558395>

②お申込みが完了しますと、ご登録アドレスに予約確認のメールをご送信いたします。

内容をご確認の上、期日までに指定の銀行口座へお振込またはクレジットカードでのご決済お願い申し上げます。

なお、銀行口座振込手数料につきましてはお客様ご負担とさせていただきますのでご了承ください。

【申し込み締切日】

2024年9月14日(土) 18:00

【お支払い方法】

お支払い方法は銀行振込またはクレジットカード決済

<お振込先口座>

銀行名：三菱UFJ銀行

支店名：ききょう支店

口座番号：(普通) 1783120

口座名：キンキニツボンツーリスト(カ)

・お振込み手数料は、お客様各自負担となります。

・お振込みに際しての「ご依頼人のお名前記入欄」には、個人情報にご登録いただきましたものと同じお名前にて

お願い致します。(振込依頼人が、組織団体名やご家族のお名前で振込まれる場合は近畿日本ツーリスト株式会社三重支店までご連絡ください。

・振込締切日：2024年9月27日(金)



5.変更・取り消しについて

- 上記専用サイトより変更の登録をお願いいたします。
なお、お電話での連絡はお受け致しかねますのでご了承ください。
- 取り消しにつきましては、ご連絡が弊社に到着した時点で有効となります。
但し、営業時間外に到着したご連絡につきましては、翌営業日の取り消しとなりますので、ご了承ください。
- 取り消し・変更に伴う返金が発生する場合は、大会終了後に振込にてお手続きさせていただきます。
- 無連絡取り消しがあった場合は2日目以降も自動的に取り消しとさせていただきます。

【宿泊の取消料】

取消日	旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって 20日目から8日目まで	旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって 7日目から前々日まで	旅行開始日の 前日	旅行開始日当日 (旅行開始前)	旅行開始後の取消 または 無連絡不参加
宿泊プランの 取消料率	20%	30%	40%	50%	100%

※宿泊の取消料については、1泊目から起算します。旅行開始後、2日目以降の取消料は旅行代金の100%となります。

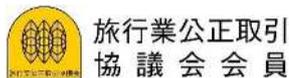
※お客様が宿泊当日の17時までにご連絡がなく宿泊されなかった場合、無連絡参加として扱わせていただきます。

(この場合、旅行代金の返金はありません。)

取消日	旅行開始日の 前日 12時まで	旅行開始日の 前日 12時以降	旅行開始日当日 (旅行開始前)	旅行開始後の取消 または 無連絡不参加
お弁当の 取消料率	0%	100%	100%	100%

6.お問い合わせ

近畿日本ツーリスト



■お申込み・お問い合わせ・旅行企画・実施

近畿日本ツーリスト株式会社 三重支店

〒514-0042 三重県津市新町 1-13-12 近鉄津新町駅ビル 2F

観光庁長官登録旅行業第 2053 号 / 一般社団法人日本旅行業協会正会員 /
ボンド保証会員 / 旅行業公正取引協議会会員

総合旅行業務取扱管理者：伊藤 義規

「第 64 回東海卓球選手権大会」受付デスク

TEL：059-227-5516 FAX：059-224-1527

メールアドレス：mietsutakkyu-2526@or.knt.co.jp

※お電話でのお申込みはご遠慮ください。

営業日・営業時間：平日 10:00～17:00 (土・日・祝日休業)

休業日と営業時間外の取消・変更のお申し出には対応できませんので、翌営業日の受付となります。

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約等に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

【個人情報の取扱いについて】

今回の「第 64 回東海卓球選手権大会」に関わる手配に際し、お申し込みいただいた皆様の個人情報に関しましては、今回の業務上必要な場合のみの利用とし、近畿日本ツーリスト株式会社三重支店がその他の目的で利用することはございません。個人情報の管理には万全の体制で臨んでおります。

上記のほか、弊社の個人情報の取り扱いに関する方針については、以下のホームページをご覧ください。

●近畿日本ツーリスト株式会社個人情報保護方針：<https://www.knt.co.jp/company/privacy/>

■個人情報管理者：濱 祐一郎

旅行条件算出基準日：2024年7月20日

ご旅行条件書（国内旅行）

■お申し込み

(1)申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。当社が定める所定の期日までに参加申込金を所定の口座にお振込みください。

- *申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- (2)電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要となります。申込金のお支払いがない場合、予約がなかったものとして取り扱います。（キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします）

■ウェイトイングの取扱いについての特約

お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨を説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。（以下「ウェイトイング登録」といいます。）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客様から「ウェイトイング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウェイトイング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

■申込条件

(1)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちに申し出てください。）あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。当社は、可能な合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお問い合わせし、又は書面ですらも申し出いただくことがあります。

(2)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただくことがあります。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのみに講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担となります。

(3)19歳未満の方は、親権者の同意書が必要で、15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）

(4)本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社（以下「提携会社」といいます）の企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。

(5)通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

①当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の専名なくして旅行代金の一部（申込金等）のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

②通信契約の申込みの際、会員は申込みをよとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等をお客様にお申し出いただきます。

③通信契約は、当社が契約の締結を希望する旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づき旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出の日とします。

(6)当社は、お客さまが次の①から⑨のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。

①他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。

②お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められるとき。

③お客さまが当社に対して暴力な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

④お客さまが虚説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(7)その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①1人部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などをいいます。

■確定日程表

確定した航空券の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

(1)当社は天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により運送予想される経路を大幅に趣えたり利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあった日より前にお知らせします。

(2)複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様が一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合（お客様による旅行契約の解除）

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあっては18日目）から8日目までの取消	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から2日目までの取消	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日（旅行開始前）	旅行代金の 50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

③当社の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。

④取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合（お客様による旅行契約の解除）

下記の場合は取消料はいたしません。（一部別示）

①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき、重要な変更とは「旅程保証」の項1～9に定める事項をいいます。

②旅行代金が増額された場合。

③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。

④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります（一部別示）

①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなくなったとき、この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、18日目（日帰り旅行は8日目）に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

②旅行代金を期日までに支払っていただけないとき

③申込条件の不適合

④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき

⑤お客様が③申込条件(6)から⑨のいずれかに該当することが判明したとき

■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額は入15万円（ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）、また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行契約特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対についての補償限度額は10万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行契約（企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。）	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直便便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者等にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交渉

お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

■事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご連絡ください。）

①個人情報の取扱いについて ※EUI在任の方はお問い合わせください。

イ、当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただきます。また、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

また、旅行先でのお客さまのお買物等の便宜のため、お客さまのお名前および搭乗される航空便等に係る個人情報、電子的方法等で免税店等の事業者に提供いたします。

お申込みいただく際には、これらの個人情報等の提供についてお客さまに同意いただくものとします。

ロ、当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお問い合わせいたします。この個人情報、お客様に傷病があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

ハ、当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報とは以下のとおりです。

住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス

二、上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店舗またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約について

この条件に定めのない事項は当社旅行契約（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行契約をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行契約は、当社ホームページ <http://www.knt.co.jp> からご覧いただけます。

当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。

2023年4月1日改定